

郡山市告示第524号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）として、次のとおり指定する。

令和7年3月13日

郡山市長 品川 萬里

1 要措置区域として指定する区域

郡山市富田町字向館 113 番

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) テトラクロロエチレン
- (2) トリクロロエチレン
- (3) 1,1-ジクロロエチレン
- (4) 1,2-ジクロロエチレン
- (5) クロロエチレン